

令和2年2月20日

報道各位

理事会決議事項について

令和2年2月20日開催の第275回定例理事会において、下記のとおり決議されましたので通知いたします。

記

- 1) 農産物市場の変更（米穀標準品追加等）に係る市場管理要綱及び受渡細則の件

原案どおり承認された

*資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料1-5をご参照ください。

- 2) 農産物（新潟コシ）における等級に関する価格調整表について

原案どおり承認された

*資料2をご参照ください。

- 3) 農産物（東京コメ）における等級に関する価格調整表について

原案どおり承認された

*資料3をご参照ください。

- 4) 農産物（秋田こまち）における等級に関する価格調整表について

原案どおり承認された

*資料4をご参照ください。

参考) 報告事項 経営改革協議会 概要報告（別添参照）

以上

農産物市場の変更(米穀標準品追加等)に係る市場管理要綱及び受渡細則の件

令和2年1月23日開催の理事会で決議された業務規程の変更は、同年2月7日付けで商品先物取引法第156条第1項に基づく農林水産大臣の認可を受けたところである（以下変更後の業務規程を「新規程」という。）。

これに伴い、新規程の施行に係る運用細目の規定等のため、米穀及びとうもろこしに係る市場管理要綱及び受渡細則を変更する。

I 変更の概要

1 米 穀

(1) 市場管理要綱 農産物Ⅲ（米穀〔東京コメ・新潟コシ・秋田こまち・宮城ひとめ〕）

- ・宮城ひとめの建玉制限を他の標準品と同一の水準に設定

<委託者・取次者（取次委託者）>

	1 番限		2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限
	納会月	納会前月						
一般玉	200枚	350枚	500枚	1,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚	2,000枚
当業玉	400枚	700枚	1,000枚	2,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

<会員>

1 番限		2 番限	3 番限	4 番限	5 番限	6 番限	7 番限
納会月	納会前月						
400枚	700枚	1,000枚	2,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚	3,000枚

※外国商品先物取引業者及び商品ファンドについては省略

- ・宮城ひとめの建玉報告に関し、委託者（会員委託を含む。）にあっては1枚以上、会員の自己玉にあっては標準品の別に21枚以上又は農産物市場合算で1,201枚以上の建玉を有する場合に報告徴求
- ・宮城ひとめの制限値段額を300円とし、拡大・縮小の条件を他の標準品と同一に設定
- ・軽微な文言整理

(2) 米穀受渡細則

- ・宮城ひとめに係る風袋を、量目が1,080kgのフレコン又は一袋30kgの紙袋と規定
- ・宮城ひとめに係る貨物運送運賃の算出基準地域を宮城県と設定
- ・宮城ひとめの量目を、1,090kg（皆掛け）と規定
- ・秋田こまちの取引単位変更に伴いフレコン／紙袋混載規定を削除
- ・値引対象となる不足量目算出方法の整理
- ・本所の指定する産地品種銘柄につき、作柄表示地帯を包含する旨の明確化（なお、当該指定産地を附則において特定）

- ・軽微な文言整理

2 とうもろこし

(1) 市場管理要綱 農産物市場Ⅱ（とうもろこし）

- ・体裁及び文言の整理(建玉制限、建玉報告、制限値段額その他の取扱いは変更なし。)

(2) とうもろこし受渡細則

- ・受渡供用品として、ブラジル共和国産黄トウモロコシを追加し、その品位をブラジル穀物輸出協会がその指定する契約様式「ANEC44」の「2.QUALITY/CONDITION」に掲げる規格以上とする旨を規定
- ・受渡場所を鹿島港及び志布志港に指定（ただし、業務規程において、渡方受方の合意により、他の港湾においても荷受渡しを行うことは可能な旨を規定）
- ・内航船による受渡しに係る規定の削除
- ・軽微な文言整理

II 施行日

施行日については、米穀にあっては、新規程に係る附則第 2 項に定める米穀の施行日（令和 2 年 4 月 21 日）とし、とうもろこしにあっては同第 1 項に定める施行日（令和 2 年 4 月 16 日）とする。

なお、新規程と同様に、天災地変等の事由により先述の日における施行が適当でない認められる場合は、理事会が新たな施行の日及び必要事項を指定することを、各規則の附則において定める。

III その他

現行の業務規程に基づく取引については、現行の受渡細則の定めるところによることを、各細則の附則において定める。

以 上

市場管理要綱（農産物Ⅲ）変更案対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p style="text-align: center;">市 場 管 理 要 綱</p> <p>農産物市場Ⅲ（米穀〔東京コメ・新潟コシ・秋田こまち・<u>宮城ひとめ</u>〕）</p> <p>I 建玉制限</p> <p>1. 取引の限度枚数等</p> <p>(1) 委託者（(10)の認定を受けている当業玉を除く。）の建玉限度は、業務規程第8条第2項第4号イからニまでに定める標準品（以下「米穀の標準品」という。）の別及び売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（以下略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>2.～4. （略）</p> <p>5. 建玉報告</p> <p>(1) 会員は、建玉数量が次に該当する日は、それぞれ本所の定める報告書を翌営業日までに提出しなければならない。なお、本所が特に必要があると認めるときは、別に指示するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ</u> （略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ</u> 会員の自己玉報告</p> <p style="padding-left: 4em;">売り又は買いの建玉数量（会員が受託会員に委託している建玉数量を含む。）が、<u>米穀の標準品の別に</u> 1限月当たり21枚以上の場合又は農産物市場の全銘柄の全限月の合計数量が1,201枚以上の場合は、農産物市場に係る全建玉数量について、次によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">市 場 管 理 要 綱</p> <p>農産物市場Ⅲ（米穀〔東京コメ・新潟コシ・秋田こまち〕）</p> <p>I 建玉制限</p> <p>1. 取引の限度枚数等</p> <p>(1) 委託者（(10)の認定を受けている当業玉を除く。）の建玉限度は、業務規程第8条第2項第4号イ、<u>ロ又はハ</u>に定める標準品（以下「米穀の標準品」という。）の別及び売り又は買いのそれぞれについて、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（以下略）</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>2.～4. （略）</p> <p>5. 建玉報告</p> <p>(1) 会員は、建玉数量が次に該当する日は、それぞれ本所の定める報告書を翌営業日までに提出しなければならない。なお、本所が特に必要があると認めるときは、別に指示するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">① （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">② 会員（<u>受託会員を含む。</u>）の自己玉報告</p> <p style="padding-left: 4em;">売り又は買いの建玉数量（<u>当該受託会員が他の受託会員に委託している建玉数量を含む。</u>）が、<u>東京コメ、新潟コシ又は秋田こまちにおいて</u> 1限月当たり21枚以上の場合又は農産物市場の全銘柄の全限月の合計数量が1,201枚以上の場合は、農産物市場に係る全建玉数量について、次によるものとする。</p>

変更案	現 行
<p><u>i</u> 受託会員でない会員にあっては、別紙様式第2による。</p> <p><u>ii</u> 受託会員にあっては、別紙様式第3による</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>II 値幅の制限</p> <p>1. 業務規程第22条第2項及び第3項に規定する理事会の定める<u>制限値段額</u> (以下「<u>制限額</u>」という。)は、300円とする。</p> <p>2. 制限値段額の拡大及び縮小 <u>(米穀の標準品の別に適用する。)</u></p> <p>(1) 業務規程第22条第2項に規定する制限値段が適用される<u>限月</u></p> <p><u>イ</u> 帳入値段決定細則において定める帳入値段 (以下単に「帳入値段」という。)が制限値段に達した限月 (当月限を除く。<u>以下この号において同じ。</u>) の数が2以上あるときは、翌営業日の全限月 <u>((2)が適用される場合においては当月限を除く。以下この号において同じ。)</u> について1.の制限額 (以下、「<u>通常の制限額</u>」という。)に100円を加算した額を制限額として適用する。</p> <p><u>ロ</u> <u>イ</u>の制限額適用日において、帳入値段が制限値段に達した限月の数が2以上となったときは、翌営業日の全限月について<u>イ</u>の制限額に更に100円を加算した額を制限額とし、<u>帳入値段が制限値段に達した限月の数が2以上となる状況が継続する限り当該制限額を適用する。</u></p> <p><u>ハ</u> <u>イ</u>又は<u>ロ</u>の制限額適用日において、帳入値段が制限値段に達した限月の数が2未満となったときは、翌営業日以降の<u>全限月の制限額は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>i</u> <u>イ</u>の制限額適用日においては、<u>通常の制限額を適用する。</u></p> <p><u>ii</u> <u>ロ</u>の制限額適用日においては、<u>イに定める制限額を適用する。</u></p> <p><u>ニ</u> <u>帳入値段が制限値段に達した限月の数が2以上となった場合にお</u></p>	<p><u>(イ)</u> 受託会員でない会員にあっては、別紙様式第2による。</p> <p><u>(ロ)</u> 受託会員にあっては、別紙様式第3による</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>II 値幅の制限</p> <p>1. 業務規程第22条第2項及び第3項に規定する理事会の定める<u>制限額は</u>、300円とする。</p> <p>2. 制限値段額の拡大及び縮小</p> <p>(1) 業務規程第22条第2項に規定する制限値段が適用される<u>場合</u></p> <p><u>①</u> 帳入値段決定細則において定める帳入値段 (以下単に「帳入値段」という。)が制限値段に達した限月 (<u>当限を除く。</u>) の数が2以上あるときは、翌営業日の全限月について1.の制限額 (以下、「<u>通常の制限額</u>」という。)に100円を加算した額を制限額とする。</p> <p><u>②</u> <u>①</u>の制限額適用日において、帳入値段が制限値段に達した限月 (<u>当限を除く。</u>) の数が2以上となったときは、更に100円を加算した額を制限額とし、<u>当該状況が継続する限り同様とする。</u></p> <p><u>③</u> <u>①</u>又は<u>②</u>の制限額適用日において、帳入値段が制限値段に達した限月 (<u>当限を除く。</u>) の数が2未満となったときは、翌営業日は全限月について適用している制限額から100円を減算した額を制限額とし、<u>段階的に通常の制限額に戻すものとする</u></p> <p><u>④</u> <u>①</u>又は<u>②</u>の制限額を適用する状況となった場合、<u>本所の各限月につ</u></p>

変更案	現 行
<p><u>いて</u>、帳入値段（業務規程第22条第5項の規定に該当する限月については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。）の100分の15に相当する額が<u>イ</u>又は<u>ロ</u>に定める制限額に満たない限月があるときは、当該<u>満たない限月がある限り</u>全限月につき<u>イ</u>又は<u>ロ</u>に定める制限額を適用しないものとする。</p> <p>(2) 業務規程第22条第3項に規定する制限値段が適用される<u>限月</u></p> <p><u>イ</u> 当月限の帳入値段が制限値段に達した場合、翌営業日の<u>当月限に係る制限額</u>は通常の制限額に300円を加算した額とし、当該<u>帳入値段が制限値段に達する状況が継続する限り</u>当該制限額を適用する。</p> <p><u>ロ</u> <u>イ</u>の制限額適用日において、当月限に係る帳入値段が制限値段に達しなかった場合、翌営業日以降は<u>通常の制限額</u>を適用する。</p> <p>ハ 業務規程第22条第3項に規定する日の前営業日において、次に掲げる場合は、翌営業日における制限額を<u>イ</u>に規定する制限額とする。</p> <p><u>i</u> 当月限以外の限月において制限額に達した限月が2以上となった場合</p> <p><u>ii</u> (1)<u>ロ</u>に定める制限額が適用されている場合</p> <p><u>iii</u> 当月限の帳入値段が制限値段に達した場合</p> <p>(3) <u>1.</u>を適用する場合において、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が<u>通常の制限額</u>に満たない限月があるときは、当該限月に<u>ついて</u>、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額を、その日の制限額として適用する。</p> <p>(4) 業務規程第22条第3項に規定する日以降の<u>当月限</u>に関し、<u>1.</u>を適用する場合において、前営業日の帳入値段の100分の30に相当する額が通</p>	<p><u>き</u>その帳入値段（業務規程第22条第5項の規定に該当する限月については、当該規定に基づく制限値段算定の基準となる値段。以下同じ。）の100分の15に相当する額が<u>当該制限額</u>に満たない限月があるときは、当該状況が継続する限り全限月につきこれを適用しないものとする。</p> <p>(2) 業務規程第22条第3項に規定する制限値段が適用される<u>場合</u></p> <p>① 当月限に係る帳入値段が制限値段に達した場合、翌営業日の制限額は通常の制限額に300円を加算した額とし、当該状況が継続する限り同様とする。</p> <p>② ①の制限額適用日において、当月限に係る帳入値段が制限値段に達しなかった場合、翌営業日以降の<u>制限幅</u>は<u>通常の制限額</u>に戻すものとする。</p> <p>③ 業務規程第22条第3項に規定する日の前営業日において、次に掲げる場合は、翌営業日における制限額を①に規定する制限額とする。</p> <p>(イ) 当月限以外の限月において制限額に達した限月が2以上となった場合</p> <p>(ロ) (1)②に定める制限額が適用されている場合</p> <p>(ハ) 当月限の帳入値段が制限値段に達した場合</p> <p>3. <u>1.</u>を適用する場合において、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が(1)の制限値段額に満たない限月があるとき、又は業務規程第22条第3項に規定する日以降の<u>当月限</u>において前営業日の帳入値段の100分の30に相当する額が(1)の制限値段額に満たないときは、当該限月に<u>係る</u>前営業日の帳入値段の100分の15又は100分の30に相当する額をその日の制限値段額とする。</p> <p>(新設)</p>

変更案	現 行
<p><u>常の制限値段額に満たないときは、前営業日の帳入値段の100分の30に相当する額をその日の制限額として適用する。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. 令和2年2月20日開催の理事会において決議した、「I 建玉制限」のうち「1.取引の限度枚数等」の(1)及び「5.建玉報告」の②並びに「II 値幅の制限」のうち「2.制限値段額の拡大及び縮小」の(1)②及び④、(2)①並びに(3)の変更並びに(4)の新設は、令和2年2月20日から施行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、前項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、理事会は新たな施行日及び施行に際し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

米穀受渡細則変更案対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p style="text-align: center;">米 穀 受 渡 細 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この<u>細則</u>は、業務規程（以下「規程」という。）<u>第88条の40の規定に基づき、米穀の受渡しに関し必要な事項について規定する。</u></p> <p>(受渡供用品)</p> <p>第 2 条 受渡供用品は、規程第 8 条第 1 項に基づき理事会において定める価格調整表に記載された水稲うるち玄米で、次の要件を満たしたものとす る。</p> <p>(1)~(5)の 2 (略)</p> <p>(5)の 3 <u>規程第 8 条第 2 項第 4 号ニに掲げる米穀（以下「宮城ひとめ」という。）</u>にあつては、フレコンのうち食品衛生法第18条第 1 項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすものであつて、<u>量目が1,080キログラムであるものに積載されたもの又は第 5 号に定める紙袋に包装されたもの</u></p> <p>(5)の 4 <u>受渡単位ごとに産地品種銘柄（本所が指定する産地品種銘柄については、価格調整表において定める作柄表示地帯を含む。以下同じ。）、産年、等級及び風袋が同一のもの</u></p> <p>(6)~(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 <u>価格調整表は、納会日の属する月の前々月の最終営業日までに定め、納</u></p>	<p style="text-align: center;">米 穀 受 渡 細 則</p> <p>(規則の意義)</p> <p>第 1 条 この<u>規則</u>は、<u>本所の米穀の受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）に定めていない事項について細則を定めたものである。</u></p> <p>(受渡供用品)</p> <p>第 2 条 受渡供用品は、<u>規程第 8 条第 1 項に基づき、理事会において定める価格調整表に記載された水稲うるち玄米で、次の要件を満たしたものとす る。</u></p> <p>(1)~(5)の 2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6)~(8) (略)</p> <p>2 <u>理事会は、経済事情の変動その他の事情により必要と認めるときは、受渡供用品の銘柄又は価格調整額を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により理事会が銘柄又は価格調整額を変更する場合は、納会</u></p>

変更案	現 行
<p>会日の属する月の前月の最初の営業日における1番限に適用する。</p> <p>3 <u>価格調整表</u>は、経済事情の変動その他の事情により特に必要があると認めるときは、<u>理事会の決議により変更することができる。</u></p> <p>(指定倉庫及び貨物運送運賃)</p> <p>第3条 規程第88条の22に規定する指定倉庫及び規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項における貨物運送運賃の算出にあたって基準となる地域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 東京コメ 東京都特別区 (2) 新潟コシ 新潟県 (3) 秋田こまち 秋田県 (4) <u>宮城ひとめ 宮城県</u></p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第7条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の産地品種銘柄、等級、産年、風袋の種類及び種類別の数量、数量、倉庫名及びその所在地並びに指定倉荷証券又は荷渡指図書及び指定倉庫が発行した在庫証明書(以下「指定荷渡指図書等」という。)の番号その他必要事項を記載するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡書類)</p> <p>第9条 指定倉荷証券又は指定荷渡指図書等は、本所の指定を受けた当該倉</p>	<p>日の属する月の前々月の最終営業日までに定め、納会日の属する月の前月の最初の営業日における1番限に適用する。</p> <p>4 <u>第1項に規定する受渡供用品は、理事会が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めるときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の価格調整額表その他の調整額に関する事項は、理事会がこれを定めるものとする。</u></p> <p>(指定倉庫及び貨物運送運賃)</p> <p>第3条 規程第88条の22に規定する指定倉庫及び規程第88条の33第2項に規定する貨物運送運賃は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項における貨物運送運賃の算出にあたって基準となる地域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 東京コメ 東京都特別区 (2) 新潟コシ 新潟県 (3) 秋田こまち 秋田県 <u>(新設)</u></p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第7条 規程第88条の27に規定する受渡品明細通知書は、受渡品の産地品種銘柄(<u>地域区分又は作柄表示地帯を含む。</u>)、等級、産年、風袋の種類及び種類別の数量、数量、倉庫名及びその所在地並びに指定倉荷証券又は荷渡指図書及び指定倉庫が発行した在庫証明書(以下「指定荷渡指図書等」という。)の番号その他必要事項を記載するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡書類)</p> <p>第9条 指定倉荷証券又は指定荷渡指図書等は、本所の指定を受けた当該倉</p>

変更案	現 行				
<p>庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならぬ。</p> <p>2 指定倉荷証券又は荷渡指図書には、次の内容が記載されていなければならない。</p> <p>(1) 産地品種銘柄</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(3)の2 秋田こまち及び宮城ひとめにあつては、<u>風袋の種類</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定荷渡指図書等に係る貨物について、過去に指定荷渡指図書等の発行履歴がある場合は、当該過去の指定荷渡指図書等<u>(その写しを含む。)</u>を添付するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(希望前検査及び故障申立品の検査)</p> <p>第15条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があつた貨物につき、速やかに検査を行う。</p> <p>2 見本採取の対象は一受渡単位とし、フレコンの場合にあつては当該フレコン、紙袋にあつては、<u>無作為に抽出した次の各号に掲げる数の検体</u>とする。</p> <p>(1) 東京コメにあつては32検体</p> <p>(2) 新潟コシ、<u>秋田こまち及び宮城ひとめ</u>にあつては15検体 <u>(削る)</u></p>	<p>庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものでなければならぬ。</p> <p>2 指定倉荷証券又は荷渡指図書には、次の内容が記載されていなければならない。</p> <p>(1) 産地品種銘柄 <u>(地域区分又は作柄表示地帯を含む。)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(3)の2 秋田こまちにあつては、<u>風袋種類別の数量</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定荷渡指図書等に係る貨物について、過去に指定荷渡指図書等の発行履歴がある場合は、当該過去の指定荷渡指図書等を添付するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(希望前検査及び故障申立品の検査)</p> <p>第15条 本所は、希望前検査及び故障申立ての申請があつた貨物につき、速やかに検査を行う。</p> <p>2 見本採取の対象は一受渡単位とし、次の各号に掲げる数の検体を無作為に抽出する。</p> <p>(1) 東京コメにあつては32検体</p> <p>(2) 新潟コシにあつては15検体</p> <p>(3) 秋田こまちにおいては、フレコンにあつては<u>全量</u>、紙袋にあつては、<u>下表の第1項に掲げる数量に対応する同表の第2項に掲げる数の検体</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 1334 1895 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1334 1733 1382"><u>紙袋の数量</u></th> <th data-bbox="1733 1334 1895 1382"><u>抽出数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1382 1733 1433"><u>34</u></td> <td data-bbox="1733 1382 1895 1433"><u>15</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>紙袋の数量</u>	<u>抽出数</u>	<u>34</u>	<u>15</u>
<u>紙袋の数量</u>	<u>抽出数</u>				
<u>34</u>	<u>15</u>				

変更案	現 行							
<p>3～5 (略)</p> <p>(量目の検査)</p> <p>第17条 量目については、第15条第4項により量目を測定した結果が以下に掲げる許容量目以上の場合は合格、それ未満の場合は量目不足とする。</p> <p>30キログラム紙袋入 30.5キログラム (皆掛け)</p> <p>1,020キログラムフレコン積載 1,030キログラム (皆掛け)</p> <p><u>1,080キログラムフレコン積載 1,090キログラム (皆掛け)</u></p> <p>2 前項により量目不足となった場合は、<u>次の各号に掲げる量目を、次項に定める値引額計算の対象とする。</u></p> <p>(1) <u>紙袋にあっては、欠減量の合計を検体数で除した値に一受渡単位の袋数を乗じて得た推定総欠減量</u></p> <p>(2) <u>フレコンにあっては当該欠減量</u></p> <p>3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに第16条、第18条及び第19条の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入 (消費税の円位未満は切り捨て) とする</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>令和2年2月20日開催の理事会において決議した第1条 (目的)、第2条 (受渡供用品)、第3条 (指定倉庫及び貨物運送運賃)、第7条 (受渡品明細通知書)、第9条 (受渡書類)、第15条 (希望前検査及び故障申立品の検査) 及び第17条 (量目の検査) の変更は、令和2年4月21日から施行する。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 204 1731 252">68</td> <td data-bbox="1731 204 1895 252">18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 252 1731 300">102、136、170</td> <td data-bbox="1731 252 1895 300">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 300 1731 352">204、238、272、306、340、374、408</td> <td data-bbox="1731 300 1895 352">32</td> </tr> </table>	68	18	102、136、170	20	204、238、272、306、340、374、408	32	<p>3～5 (略)</p> <p>(量目の検査)</p> <p>第17条 量目については、第15条第4項により量目を測定した結果が以下に掲げる許容量目以上の場合は合格、<u>一部又は全部がそれ未満の場合は量目不足として値引きの対象とする。</u></p> <p>30キログラム紙袋入 30.5キログラム (皆掛け)</p> <p>1,020キログラムフレコン積載 1,030キログラム (皆掛け)</p> <p>2 前項により<u>値引きの対象となったものは、欠減袋又は欠減フレコンの欠減量の平均値に欠減袋又は欠減フレコンの割合を乗じた値を算出し、これを平均欠減量とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 欠減による値引額の計算は、受渡値段に価格調整額並びに第16条、第18条及び第19条の値引額を加減した額を基礎として算出し、円位未満は四捨五入 (消費税の円位未満は切り捨て) とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
68	18							
102、136、170	20							
204、238、272、306、340、374、408	32							

変更案	現 行
<p>2 <u>変更前の業務規程(令和2年1月23日開催の理事会において決議された一部変更等が施行される前の業務規程をいう。)に基づく秋田こまちの取引については、変更前の第9条第2項第3号の2及び第15条第2項第3号を適用する。</u></p> <p>3 <u>第2条第1項第5号の4に規定する本所が指定する産地品種銘柄は、新潟県産コシヒカリとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、同項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、理事会は新たな施行日及び施行に際し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	

市場管理要綱（農産物Ⅱ）変更案対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>市場管理要綱</u></p> <p style="text-align: center;">農産物市場Ⅱ（とうもろこし）</p> <p><u>I 建玉制限</u></p> <p><u>1. 取引の限度枚数等</u> (1)～(11) (略)</p> <p><u>2. 取次者の建玉限度</u> (1)～(8) (略)</p> <p><u>3. 外国商品先物取引業者の建玉限度</u> (1)～(8) (略)</p> <p><u>4. 建玉報告</u></p> <p><u>(1) 会員は、建玉数量が次に該当する日は、それぞれ本所の定める報告書を翌営業日までに提出しなければならない。なお、本所が特に必要があると認めるときは、別に指示するものとする。</u></p> <p><u>① 委託者の建玉報告</u></p> <p><u>1 限月当たりの売り又は買いの建玉数量が51枚以上の委託者については、別紙様式第1による。</u></p> <p><u>② 会員の自己玉報告</u></p> <p><u>自己玉の売り又は買いの建玉数量（当該受託会員が他の受託会員に委託している建玉を含む。）が、1限月当たり51枚以上の場合又は農産物市場の全銘柄の全限月の合計数量が1,201枚以上の場合は、いずれも全建玉数量について、次によるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>市場管理要綱</u></p> <p style="text-align: center;">農産物市場Ⅱ（とうもろこし）</p> <p><u>1 取引の限度枚数等</u> (1)～(11) (略)</p> <p><u>1.の2 取次者の建玉限度</u> (1)～(8) (略)</p> <p><u>1.の3 外国商品先物取引業者の建玉限度</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

変更案	現 行
<p>(イ) <u>受託会員でない会員にあつては、別紙様式第2による。</u></p> <p>(ロ) <u>受託会員にあつては、別紙様式第3による。</u></p> <p>(2) <u>外国商品先物取引業者の建玉報告</u></p> <p>① <u>受託会員は、外国商品先物取引業者の建玉が既存玉の繰越しによつて、3.の(1)又は(2)に定める建玉限度を超過した場合は、遅滞なく当該限月の建玉を報告しなければならない。</u></p> <p>② <u>本所は、特に必要と認める場合は、オムニバスアカウントの中の末端委託者名別の建玉を報告させることができるものとする。</u></p> <p>③ <u>受託会員は、3.の(2)の特別措置を受けている外国商品先物取引業者の末端委託者名別の建玉について、本所の指定する日の建玉状況を本所が定める様式にて当該外国商品先物取引業者より徴収し、報告しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>取次者の建玉報告</u></p> <p>① <u>2.(2)による届け出のある取次者は、本所の指定する日における取次委託者別の建玉について、直接本所宛に報告するものとする。</u></p> <p>② <u>①に規定する場合のほか、本所が特に必要と認めた場合は、取次者に対し、取次委託者別の建玉を報告させることができるものとする。</u></p> <p>II <u>値幅の制限</u></p> <p>1. <u>業務規程第22条第2項及び第3項に規定する理事会の定める制限値段額(以下「制限額」という。)は、1,000円とする。</u></p> <p>2. <u>制限額の拡大及び縮小</u></p> <p>(1) <u>業務規程第22条第2項に規定する制限値段が適用される限月</u></p> <p>イ <u>帳入値段決定細則において定める帳入値段(以下単に「帳入値段」という。)が制限値段に達した限月(当月限を除く。)が1以上ある場合は、翌営業日の全限月(2)が適用される場合においては当月限を除</u></p>	<p>2. <u>値幅の制限</u></p> <p>(1) <u>制限額は、1,000円とする。</u></p> <p>(2) <u>制限値段額の拡大及び縮小</u></p> <p>① <u>業務規程第22条第2項に規定する制限値段が適用される場合</u></p> <p>帳入値段決定細則において定める帳入値段(以下単に「帳入値段」という。)が制限値段に達した限月が1以上あるときは、翌営業日の全限月について(1)の制限値段額にその50%相当額を加えた額を制限</p>

変更案	現 行
<p>く。以下この号において同じ。) <u>について1.の制限額(以下「通常の制限額」という。)にその100分の50に相当する額を加えた額を制限額とし、帳入値段が制限値段に達した限月の1以上である状況が継続する限り当該制限額を適用する。ただし、帳入値段の100分の15に相当する額が当該制限額に満たない限月があるときは、当該満たない限月がある限り、全限月につきこれを適用しないものとする。</u></p> <p>ロ <u>イ本文の制限額を適用している場合において、当月限を除く全限月の帳入値段が制限値段に達しなかった場合は、翌営業日以降の制限額は通常の制限額を適用する。</u></p> <p>(2) <u>業務規程第22条第3項に規定する制限値段が適用される限月</u></p> <p>イ <u>当月限の帳入値段が制限値段に達した場合は、翌営業日の当月限に係る制限額は通常の制限額にその100分の50に相当する額を加えた額とし、当月限の帳入値段が制限値段に達する状況が継続する限り当該制限額を適用する。ただし、当月限の帳入値段の100分の30に相当する額が当該制限額に満たない場合は、これを適用しないものとする。</u></p> <p>ロ <u>イ本文の制限額を適用している場合において、当月限の帳入値段が制限値段に達しなかった場合は、翌営業日以降の制限額は通常の制限額を適用する。</u></p> <p>ハ <u>業務規程第22条第3項に規定する日の前営業日において、制限値段に達した限月の数が1以上である場合、翌営業日以降における制限額はイに規定する制限額を適用する。</u></p> <p>(3) <u>1.を適用する場合において、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が通常の制限額に満たない限月があるときは、当該限月について、前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額を制限額として適用する。</u></p>	<p><u>値段額とし、当該状況が継続する限り同様とする。ただし、各限月につき、その帳入値段の100分の15に相当する額が当該制限額に満たない限月があるときは、当該状況が継続する限り、全限月につきこれを適用しないものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② <u>業務規程第22条第3項に規定する制限値段が適用される場合前号の規定を準用する。この場合において、「全限月」とあるのは「当月限」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>(1)を適用する場合、各限月につき前営業日の帳入値段の100分の15に相当する額が(1)の制限額に満たない限月があるときは、当該帳入値段のうち最低値段のもの100分の15に相当する額をその日の制限額とし全限月につき適用する。</u></p>

変更案	現 行
<p>(4) <u>業務規程第22条第3項に規定する日以降の当月限に関し、1.を適用する場合において、前営業日の帳入値段の100分の30に相当する額が通常の制限値段額に満たないときは、前営業日の帳入値段の100分の30に相当する額をその日の制限額として適用する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>III 受渡し</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>(削る)</p> <p>IV 市場管理の適正化措置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>附則</p> <p>1. <u>令和2年2月20日開催の理事会において決議したこの要綱の変更は、令和2年2月20日から施行する。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、前項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、理事会は新たな施行日及び施行に際し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. 受渡し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. 建玉報告</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>5. 市場管理の適正化措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

とうもろこし受渡細則変更案対照表

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変更案	現 行
<p style="text-align: center;">とうもろこし受渡細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、業務規程（以下「規程」という。）<u>第88条の21の規定に基づき、とうもろこしの受渡しに関し必要な事項について規定する。</u></p> <p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 受渡供用品は、<u>規程第8条第1項に基づき理事会において定める格付表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。</u></p> <p>(1) アメリカ合衆国産又は<u>ブラジル連邦共和国産黄とうもろこし</u>であって、船荷証券又は本船荷渡指図書若しくは荷渡指図書にその旨が表示されているもの</p> <p>(2) 産地から船積みされ、直接日本の港に到着したものであって、荷受渡港において、積来本船から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 品位は、<u>アメリカ合衆国産</u>にあつては<u>アメリカ合衆国農務省穀物検査規格No.3以上かつ水分15%以下</u>、<u>ブラジル連邦共和国産</u>にあつては<u>ブラジル穀物輸出協会がANEC44の2.QUALITY/CONDITIONにおいて</u></p>	<p style="text-align: center;">とうもろこし受渡細則</p> <p>(規則の意義)</p> <p>第1条 この規則は、<u>本所のとうもろこしの受渡業務の円滑な運営を期するため、業務規程（以下「規程」という。）第88条の21の規定に基づき定められたものである。</u></p> <p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 受渡供用品は、<u>別に定める格付表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとする。</u></p> <p>(1) アメリカ合衆国産黄とうもろこしであつて、船荷証券又は本船荷渡指図書若しくは荷渡指図書にその旨が表示されているもの</p> <p>(2) 産地から船積みされ、直接日本の港に到着したものであって、荷受渡港において、積来本船から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの<u>並びに積来本船から直接もしくは一時サイロ保管された後に内航船又は舩（以下「内航船等」という。）に積み換えられ、当該内航船等から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの（以下「回送品」という。）でなければならぬ。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 品位は、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格No.3以上、水分15%以下で輸出され、送り状（Invoice）により確認できるもの</p>

変更案	現 行
<p><u>定める規格以上</u>で輸出され、送り状 (Invoice) により確認できるもの</p> <p>(6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(荷受渡しの場所)</p> <p>第3条 規程第88条の2に規定する荷受渡港は鹿島港及び志布志港とし、荷受渡しすることができる埠頭は、当該港における慣習的な陸揚埠頭とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(本船事故その他の事由)</p>	<p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 臨海サイロ (保税倉庫) に保管され、積来本船入港日から起算して30日以内のもので、かつ、回送延長保険で担保されているもの</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(荷受渡しの場所)</p> <p>第3条 規程第88条の2に規定する荷受渡港は、<u>次のとおり</u>とし、荷受渡しすることができる埠頭は、当該港における慣習的な陸揚埠頭とする。</p> <p>(1) 規程第88条の2で規定する受方が指定できる港は、次のとおりとし、この場合、当該受方は、指定した港の埠頭でサイロスペースを確保し、商慣習的に則って荷役を保証するものとする。また、回送品にあつては当該渡方が内航船等の手配を行うものとする。</p> <p>釧路、十勝、苫小牧、八戸、釜石、石巻、仙台、塩竈、鹿島、千葉、川崎、横浜、田子の浦、清水、豊橋、衣浦、知多、四日市、大阪、神戸、姫路、宇野、坂出、水島、玉島、笠岡、門司、下関、博多、八代、米ノ津、谷山、志布志、那覇</p> <p>(2) 規程第88条の3第2項第1号で規定する港は、日本国内の港とする。</p> <p>(3) 規程第88条の3第2項第2号で規定する港は、神戸港とする。</p> <p><u>(受数量)</u></p> <p><u>第3条の2 規程第88条の3第1項に規定する一定数量は、1,500トンとする。</u></p> <p>(本船事故その他の事由)</p>

変更案	現 行
<p>第4条 規程第88条の4及び<u>次条</u>第4項に規定する事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 出港地、寄港地又は入港地における船内荷役ストライキ及び沿岸荷役ストライキ並びに公共機関による出入港停止等として確認されたもの</p> <p><u>(3) その他不可抗力として確認されたもの</u></p> <p>(早受渡し)</p> <p>第5条 規程第88条の5に規定する早受渡しを希望するときは、本条の規定により、これを行うことができる。</p> <p>2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、早渡し希望者にあつては規程第88条の12の受渡品明細書及び規程第88条の14第1項の本船荷捌明細を提出し、早受け希望者にあつては荷受渡港の名称、数量及び受渡希望期間を本所に申し出るものとする。</p> <p>3～9 (略)</p> <p><u>9の2 早受渡しの受渡値段は、受渡品の渡方又は受方が決定した日の当月限の帳入値段とし、その建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外する。</u></p> <p><u>9の3 早受渡しの申出又はその応諾の申出を行った会員は、申出数量の全部に満たない故をもって早受渡しを拒むことができない。</u></p> <p>10 (略)</p> <p><u>11 規程第88条の9及び規程第88条の12から同第88条の15までの規定は、早受渡しにおいて準用する。</u></p>	<p>第4条 規程第88条の4 <u>第2項</u>及び<u>本細則第5条</u>第4項に規定する事由は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 内航船等の事故として確認されたもの</u></p> <p><u>(3) 出港地、寄港地又は入港地における船内荷役ストライキ及び沿岸荷役ストライキ並びに公共機関による出入港停止等として確認されたもの</u></p> <p><u>(4) その他不可抗力として確認されたもの</u></p> <p>(早受渡し)</p> <p>第5条 規程第88条の5に規定する早受渡しを希望するときは、本条の規定により、これを行うことができる。</p> <p>2 当月限の建玉を有する会員が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、早渡し希望者にあつては規程第88条の12の受渡品明細書及び規程第88条の14第1項の本船荷捌明細を提出し、早受け希望者にあつては荷受渡港 <u>(埠頭)</u> の名称、数量及び受渡希望期間を本所に申し出るものとする。</p> <p>3～9 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>10 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

変更案	現 行
<p>(早受渡申出書)</p> <p>第6条 前条第2項に規定する早受渡申出書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 荷受渡希望港名</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(6)</u> 渡方にあつては、輸入商社名</p> <p>(受渡しの必要書類)</p> <p>第7条 規程第88条の9第1項第4号に規定する受渡書類は、次のものうち本所が特に必要と認めたものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3)</u> その他税関により要求されるべきその他の書類</p> <p>2 規程第88条の9<u>第3項</u>に規定される事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 荷渡指図書にあつては、本所が特定した者が発行したものであって、送り状、船荷証券等の確認し得る書類に基づき、次の内容が記載されたものであること</p> <p><u>イ</u> 産地、品名、等級</p> <p><u>ロ</u> 受渡数量</p> <p><u>ハ</u> 積来本船名</p> <p><u>ニ</u> 積来本船出港年月日</p> <p><u>ホ</u> 荷受渡港名</p>	<p>(早受渡申出書)</p> <p>第6条 前条第2項に規定する早受渡申出書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 荷受渡希望港名<u>(埠頭名)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> 積来本船、回送品のものの区分</p> <p><u>(7)</u> 渡方にあつては、輸入商社名</p> <p>(受渡しの必要書類)</p> <p>第7条 規程第88条の9第1項第4号に規定する受渡書類は、次のものうち本所が特に必要と認めたものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 回送品にあつては、外国貨物運送申告書の写し、船荷証明(Cargo Boat Note)、荷役協定書及び植物防疫所が発行した合格証</p> <p><u>(4)</u> その他税関により要求されるべきその他の書類</p> <p>2 規程第88条の9<u>第2項</u>に規定される事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 荷渡指図書にあつては、本所が特定した者が発行したものであって、送り状、船荷証券等の確認し得る書類に基づき、次の内容が記載されたものであること</p> <p><u>①</u> 産地、品名、等級</p> <p><u>②</u> 受渡数量</p> <p><u>③</u> 積来本船名</p> <p><u>④</u> 積来本船出港年月日</p> <p><u>⑤</u> 荷受渡港名<u>(埠頭名)</u></p>

変更案	現 行
<p> <u>ヘ</u> 荷受渡予定日 <u>ト</u> 輸入商社名及び旗振商社名 <u>チ</u> 発行者名 <u>リ</u> 発行年月日 <u>ヌ</u> 海上保険会社名 (削る) </p> <p> <u>ル</u> その他必要事項 (5) (略) </p> <p> 3 規程第88条の9第4項に規定する届出書類は、次の内容が記載されたものとし、荷役協定書等、その内容を確認し得る書類を添付するものとする。 <u>(1) 渡方(委託者)名</u> <u>(2) 積来本船名</u> <u>(3) 荷受渡港名</u> <u>(4) 産地、品名、等級</u> <u>(5) 受渡数量</u> (削る) </p> <p> (受渡当事者、荷渡数量の決定) 第8条 <u>規程第88条の10に規定する受渡当事者の決定は、渡方及び受方の合議によるものとし、競合する場合には抽せんによって決定する。</u> </p> <p> (削る) </p>	<p> <u>⑥</u> 荷受渡予定日 <u>⑦</u> 輸入商社名及び旗振商社名 <u>⑧</u> 発行者名 <u>⑨</u> 発行年月日 <u>⑩</u> 海上保険会社名 <u>⑪</u> <u>回送品にあつては、内航船等の運送業者名、積載船名及び出港年月日</u> <u>日</u> <u>⑫</u> その他必要事項 (5) (略) </p> <p> 3 規程第88条の9第4項に規定する届出書類は、次の内容が記載されたものとし、荷役協定書等、その内容を確認し得る書類を添付するものとする。 <u>① 渡方(委託者)名</u> <u>② 積来本船名</u> <u>③ 荷受渡港名</u> <u>④ 産地、品名、等級</u> <u>⑤ 受渡数量</u> <u>⑥</u> <u>回送品にあつては、内航船等の運送業者名、積載船名、荷受渡港への入港年月日及び時刻、並びに、荷役完了年月日及び時刻</u> </p> <p> (受渡当事者、荷渡数量の決定) 第8条 <u>規程第88条の8第1項に規定する渡方及び荷渡しする数量の決定は、次により行うものとする。</u> <u>原則として、大口の渡方から受方の指定する荷受渡港(埠頭)での荷受に应じるものとし、この場合、渡方の経済的合理性を考慮して決定するものとする。</u> </p> <p> 2 規程第88条の10第3項に規定する受渡当事者の決定は、次によるもの </p>

変更案	現 行
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第9条 規程第88条の12に規定する受渡品明細通知書は、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 積来本船名</u></p> <p><u>(4) 積来本船出港年月日</u></p> <p><u>(5) 荷受渡港名</u></p> <p><u>(6) 積来本船入港予定日</u></p> <p><u>(7) 輸入商社名及び旗振商社名</u></p> <p><u>(8) 本船荷捌会議開催予定日</u></p> <p><u>(9) 受方名</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>とする。</u></p> <p><u>申出者が競合したときは、受渡当事者の合議により受渡数量の按分を行い、合意を得られないときは抽せんその他の方法により決定するものとする。この場合、受数量の少ない受方を優先する等効率的なものとする。</u></p> <p><u>3 規程第88条の10第4項に規定する受渡当事者の決定は、次によるものとする。</u></p> <p><u>受方の合議によるものとし、合意が得られないときは抽せんその他の方法により決定するものとする。</u></p> <p><u>4 第5条第9項にかかわらず早受渡応諾申出者が応諾申出時刻を異にするときは先着順による。</u></p> <p>(受渡品明細通知書)</p> <p>第9条 規程第88条の12に規定する受渡品明細通知書は、次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 積来本船、回送品のものの区分</u></p> <p><u>(4) 積来本船名</u></p> <p><u>(5) 積来本船出港年月日</u></p> <p><u>(6) 荷受渡港名(埠頭名)</u></p> <p><u>(7) 積来本船入港予定日</u></p> <p><u>(8) 輸入商社名及び旗振商社名</u></p> <p><u>(9) 本船荷捌会議開催予定日</u></p> <p><u>(10) 受方名</u></p> <p><u>(11) 回送品にあつては、積来本船から直接もしくは一時サイロ保管された後に内航船等に積み換える港名及び積換予定日</u></p>

変更案	現 行
<p>(本船荷捌明細書)</p> <p>第11条 規程第88条の14第1項に規定する本船荷捌明細書は、当該本船の陸揚港の順序、陸揚港名、陸揚数量、荷受渡人ごとの荷受渡数量及び荷受渡予定日及びその他荷捌に関する必要事項が記載されているものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(過不足重量の調整)</p> <p>第13条 規程第88条の15第2項に規定する正味陸揚重量と受渡数量とに生ずる過不足重の調整は、次の各号により<u>行う</u>ものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 第2号、第3号及び前号による調整が終了したときは、当事者双方はその旨を本所に届け出るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡不能の処理)</p> <p>第14条 規程第88条の17及び同第88条の18に規定する受渡不能の事態が生じたときは、<u>同第88条の6第1項</u>に規定する受渡値段を基準として精算し、受渡しを結了したものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(受渡供用品に係る諸費用)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(本船荷捌明細書)</p> <p>第11条 規程第88条の14第1項に規定する本船荷捌明細書は、当該本船の陸揚港の順序、陸揚港<u>(埠頭)</u>名、陸揚数量、<u>各荷受渡人ごとの荷受渡数量</u>及び荷受渡予定日及びその他荷捌に関する必要事項が記載されているものとする。</p> <p><u>2 回送品にあっては、前項に定めるもののほか、荷受渡港(埠頭)名、内航船等の運送業者名、積載船名、出港年月日を記載するものとする。</u></p> <p>(過不足重量の調整)</p> <p>第13条 規程第88条の15第1項に規定する正味陸揚重量と受渡数量とに生ずる過不足重量は、<u>受渡重量の5%以内となるように配慮しなければならない。ただし、過不足を生じたときは、次の各号により調整するものとする。</u></p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 第2号、第3号及び<u>第4号</u>による調整が終了したときは、当事者双方はその旨を本所に届け出るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受渡不能の処理)</p> <p>第14条 規程第88条の17及び第88条の18に規定する受渡不能の事態が生じたときは、<u>規程第88条の6第1項</u>に規定する受渡値段を基準として精算し、受渡しを結了したものとする。</p> <p><u>2 前項の規定は、内航船等へ準用する。</u></p> <p>(受渡供用品に係る諸費用)</p> <p>第15条 規程第88条の19第1項に規定する受渡供用品の荷卸しに係る費用</p>

変更案	現 行
<p><u>第15条</u> <u>規程第88条の19第1項に規定する受渡供用品の荷卸しに係る諸費用の負担は、原則として、次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 規程第88条の2本文に規定する荷受渡しの場合</u></p> <p><u>イ</u> 荷卸費、検査料及び検量料は、受方の負担</p> <p><u>ロ</u> 揚港割増賃は、渡方の負担</p> <p><u>ハ</u> 早出料の割戻しは、渡方の受取り</p> <p><u>ニ</u> 滞船料並びに夜間及び休日等の特別な荷役料は、渡方の負担。ただし、受方の責めに帰する場合は、受方の負担</p> <p><u>(2) 規程第88条の2ただし書きに規定する荷受渡し及び第5条に規定する荷受渡しの場合は、受方渡方双方で合意したものに基づくものとする。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(受渡しの特例)</u></p>	<p><u>等で、第88条の3第1項に規定する荷受渡しのうち、内航船等による場合は、原則として、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 荷卸費、検査料及び検量料は、受方の負担</u></p> <p><u>(2) 内航船等の手配に係る費用は渡方の負担</u></p> <p><u>(3) 内航船等の滞船料については、入港日時より24時間以内に荷役が終了した場合は受方の負担はないものとし、24時間を超えた場合は1日につきトンあたり400円を受方が負担</u></p> <p><u>2 第88条の3第1項に規定する荷受渡しのうち、積来本船による場合、並びに、第88条の3第2項第2号に規定する荷受渡しの場合は、原則として、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 荷卸費、検査料及び検量料は、受方の負担</u></p> <p><u>(2) 揚港割増賃は、渡方の負担</u></p> <p><u>(3) 早出料の割戻しは、渡方の受取り</u></p> <p><u>(4) 滞船料並びに夜間及び休日等の特別な荷役料は、渡方の負担。ただし、受方の責めに帰する場合は、受方の負担</u></p> <p><u>3 第88条の3第2項第1号に規定する荷受渡しの場合は、原則として、受方渡方双方で合意したものに基づくものとする。</u></p> <p><u>(荷受渡港格差)</u></p> <p><u>第15条の2 第3条第1項第1号で定める港のうち那覇港にあっては、1,000円に受渡単位数量を乗じて得た額を受方から徴収して渡方に交付する。また、第3条第1項第3号で定める港については、1,000円に受渡単位数量を乗じて得た額を渡方から徴収して受方に交付するものとする。</u></p> <p><u>(受渡しの特例)</u></p>

変更案	現 行
<p>第19条 <u>第88条の2</u>に規定する荷受渡港において、混雑やサイロスペース確保困難などの受方理由による受渡調整の要請がある場合は、積み換え港において保税一時サイロ保管など商慣習に従い可能な限り渡方は協力するものとする。その際の受方の費用負担は経済的合理性に基づき予め受方渡方双方が合意しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>1 <u>令和2年2月20日開催の理事会において決議した第1条(目的)、第2条(受渡供用品)、第3条(荷受渡しの場所)、第5条(早受渡し)、第6条(早受渡申出書)、第7条(受渡しの必要書類)、第8条(受渡当事者、荷渡数量の決定)第9条(受渡品明細通知書)、第11条(本船荷捌明細書)、第13条(過不足重量の調整)、第14条(受渡不能の処理)、第15条(受渡供用品に係る諸費用)及び第19条(受渡しの特例)の変更並びに第15条の2(荷受渡港格差)の削るは、令和2年2月20日から施行する。</u></p> <p>2 <u>変更前の業務規程(令和2年1月23日開催の理事会において決議された一部変更等が施行される前の業務規程をいう。)に基づく取引については、なお変更前のこの細則の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、同項に定める日に施行することが適当でないと本所が認める場合は、理事会は新たな施行日及び施行に際し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>第19条 <u>第88条の3第1項</u>に規定する指定荷受渡港において、混雑やサイロスペース確保困難などの受方理由による受渡調整の要請がある場合は、積み換え港において保税一時サイロ保管など商慣習に従い可能な限り渡方は協力するものとする。その際の受方の費用負担は経済的合理性に基づき予め受方渡方双方が合意しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

令和2年2月20日制定

農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表

令和2年4月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標 準 品	令和元年産 新潟コシ（新潟県産コシヒカリ） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品	
受 渡 供 用 品	新潟県産コシヒカリ 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品	
	令和元年産	
	1 等 調整額	2 等 調整額
	減額 300 円	

【備考】

- 受渡品故障申立て（品質不良に限る）に係る値引限度額は、60kgにつき300円とする。
- 新潟県産コシヒカリの作柄表示地帯は以下のとおりとする。
 - 一 般 …… 下越北（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町）
下越南（新潟市、燕市、五泉市、弥彦村、阿賀町）
中 越（長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、田上町、出雲崎市、刈羽村）
上 越（糸魚川市、妙高市、上越市）
以上のいずれかを生産地とするもの
 - 岩 船 …… 村上市、関川村、粟島浦村のいずれかを生産地とするもの
 - 魚 沼 …… 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町のいずれかを生産地とするもの
 - 佐 渡 …… 佐渡市を生産地とするもの
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年、等級及びBL（Blast Resistance Lines）品種又は非BL（従来）品種の別が同一のもの
 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgのもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - 食品表示法（平成25年法律第70号）に規定する食品に該当するもの

令和2年2月20日制定

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

令和2年4月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標 準 品	令和元年産 東京コメ（群馬県産あさひの夢、栃木県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品	
受 渡 供 用 品	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品	
	令和元年産	
	1 等 調整額	2 等 調整額
	<u>減額 300 円</u>	

【備考】

- 受渡品故障申立て(品質不良に限る)に係る値引限度額は、60kgにつき300円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgのもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - 食品表示法（平成25年法律第70号）に規定する食品に該当するもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

令和2年2月20日制定

農産物（秋田こまち）現物先物取引価格調整表

令和2年4月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標 準 品	令和元年産 秋田こまち（秋田県産あきたこまち） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品		
受 渡 供 用 品	秋田県産あきたこまち 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品		
	令和元年産		/
	1 等	2 等	
	調整額	調整額	
減額 300 円			

【備考】

1. 受渡品故障申立て(品質不良に限る)に係る値引限度額は、60kgにつき300円とする。
2. 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - (1) 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - (2) 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に抵触しないもの
 - (4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - (5) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - (6) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の規定に基づく日本工業規格によるフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）のうち食品衛生法第18条第1項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすフレコンに積載され、1コンテナの量目が正味1,020kgであるもの、又は農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgであるもの
 - (7) 一般流通品以上の品位を有するもの
 - (8) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
 - (9) 食品表示法（平成25年法律第70号）に規定する食品に該当するもの

経営改革協議会 概要報告

第1回 1月28日(火) 14時～

議題

- 1 「コメ流通の実態と先物市場の改善点」
- 2 「取引所の財務状況」

第2回 2月19日(水) 13時～

議題

- 1 「世界最大手の先物商社から見た堂島商取の実態」
- 2 「受託会員から見た堂島商取コメ先物取引の実態」

今後の開催予定

第3回 3月 9日(月) 13時～

第4回 3月25日(水) 13時～

答申手交式 4月中旬

以上

(参考) 大阪堂島商品取引所 経営改革協議会 委員プロフィール

- 土居丈朗（議長） 慶応義塾大学経済学部教授、東京財団政策研究所上席研究員。
産業構造審議会、財政制度等審議会等、各種審議会等委員。
- 重光達雄（副議長） FX クリアリング信託株式会社代表取締役会長。
商品先物会社代表及びその金融グループ代表等の要職を歴任。
- 大澤孝元 バークレイズ銀行 東京支店 市場営業本部長
東京外為市場委員会副議長兼 E-commerce 小委員会委員長、金融先物取引業協会自主規制委員。
- 木村良 全国米穀販売事業共済協同組合理事長、木徳神糧株式会社取締役会長。
元東京穀物商品取引所理事。
- 清原伸二 有限責任法人トーマツ地域課題解決チームディレクター。
大手都市銀行拠点長として、企業再生等の実績多数。
- 多々良實夫 日本商品先物振興協会会長、豊商事株式会社代表取締役会長。
商品先物取引業界への功労により叙勲。
- 中塚一宏 SBI エナジー株式会社代表取締役社長、元金融担当大臣。
総合取引所法案のとりまとめに尽力。
- 仁科一彦 大阪大学名誉教授、明治学院大学名誉教授。
大阪大学副学長等の要職を歴任、我が国における Derivatives の第一人者。
- 本田敬吉 国際通貨研究所名誉顧問。
シカゴ東京銀行会長兼頭取、全米先物業協会日本支部代表等の要職を歴任、我が国を代表する国際金融エコノミスト。
- 本間隆行 住友商事グローバルリサーチ株式会社経済部長、チーフエコノミスト。
元トレーダーとして、国内商品先物市場を熟知。
- 山崎達雄 国際医療福祉大学特任教授。
元財務省財務官。マーケット管理のエキスパート。

(五十音順；敬称略)